

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百十九条第四項及び同条第五項の規定に基づき、金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後

（取引証拠金の預託方法）

第六十四条 法第百十九条第一項の規定に基づき取次者、委託者又は申込者から取引証拠金の預託を受ける金融商品取引所（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（法第百十九条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条並びに第六十八条第一項第三号及び第二項において同じ。）の全部又は一部に

改 正 前

（取引証拠金の預託方法）

第六十四条 法第百十九条第一項の規定に基づき取次者、委託者又は申込者から取引証拠金の預託を受ける金融商品取引所（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（法第百十九条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条及び第六十八条第二項において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融商品関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程を定めた場合にあっては、当該市場デリバティブ取引について金

イブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関[。]以下この条から第六十九条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

〔一～四 略〕

2
〔略〕

（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理）

第六十七条 〔略〕

2
〔略〕

3 法第百十九条第四項の規定に基づき代用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券（以下この項において「代用有価証券」という。）及び次条第一項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）を管理する金融商品取引所は、次の各号に掲げる代用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該代用有価証券等を管理しなければならない。

〔一～四 略〕

五 次条第一項第三号に掲げるもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 次条第一項第三号の権利行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合 当該書類を有価証券とみなして第一号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法

融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関。以下この条から第六十九条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

〔一～四 同上〕

2
〔同上〕

（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理）

第六十七条 〔同上〕

2
〔同上〕

〔一～四 同上〕

〔号を加える。〕

口 イに掲げる場合以外の場合 第三者をして当該権利を法第百十九条第五項に基づくものとして明確に区分して管理させ、かつ、その管理の状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

(取引証拠金等の代用有価証券等)

第六十八条 法第百十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは

、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

第六十八条 「同上」

(取引証拠金等の代用有価証券等)

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三|| 特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百七十七条第一項第二十八条号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）のカバー取引（同令第九十四条第一項第一号に規定するカバー取引をいう。）を行うための市場デリバティブ取引（金融庁長官が指定するものに限る。）について、金融商品取引所と金融機関（法第三十三条第一項に規定する金融機関であつて、金融庁長官が指定する者に限る。）との契約（次に掲げる要件を満たすものに限る。）に基づき、当該金融商品取引所が、当該金融機関に対して債務の履行を請求した場合において、会員等が履行すべき当該市場デリバティブ取引に基づく債務の額に相当する額の金銭の支払を受ける権利（会員等が自己の計算において市場デリバティブ取引を行う場合に限る。）

イ 当該契約に基づく金融機関の債務と当該金融商品取引所に対

する債権を当該金融機関が相殺することを禁止するものであること。

こと。

ロ 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

ハ 当該金融機関は、契約が終了する日の五営業日前までに、その旨を当該金融商品取引所に通知するものとすること。

〔2・3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2・3 同上〕

附 則

この府令は、公布の日から施行する。